

## 建替え決議 H01-14-4 <<#330>>

【問】 正誤をつけよ。

区分所有法第 62 条第 1 項に規定する建替え決議は、集会において、区分所有者及び議決権の各 5 分の 4 以上の多数により行うことができる。

【答え】 正しい

### <<ポイント>> 建替え決議

集会においては、区分所有者及び議決権の各 5 分の 4 以上の多数で、建替え決議をすることができる。（区分法 62 条 1 項参照）

特

3/4 以上

規 別段の定め  
できない。

### <<補足>> 建替え決議の集会招集の通知

建替え決議を会議の目的とする集会を招集するときは、集会招集の通知は、当該集会の会日より少なくとも 2 月前に発しなければならない。ただし、この期間は、規約で伸長することができる。（区分法 62 条 4 項、35 条 1 項参照）

★ 1 週間前 — 伸縮 OK

短縮 NG